

令和5年3月

第2回

横手市議会
定例会議案

令和5年第2回横手市議会3月定例会議案一覧表

(1) 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について			当日配付
(2) 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について			当日配付
(3) 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について			当日配付
(4) 報告第2号	専決処分の報告について	1	～	2
(5) 議案第2号	横手市個人情報保護に関する法律施行条例	3	～	11
(6) 議案第3号	横手市地区交流センター設置条例	12	～	97
(7) 議案第4号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	98	～	121
(8) 議案第5号	横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例	122	～	124
(9) 議案第6号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	125	～	151
(10) 議案第7号	横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例	152	～	154
(11) 議案第8号	横手市交通指導員設置条例の一部を改正する条例	155	～	159
(12) 議案第9号	横手市企業振興条例の一部を改正する条例	160	～	163
(13) 議案第10号	横手市就業改善センター設置条例の一部を改正する条例	164	～	167
(14) 議案第11号	横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の一部を改正する条例	168	～	170
(15) 議案第12号	横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例	171	～	180

(16) 議案第13号 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例	181	～	254
(17) 議案第14号 横手市都市公園条例の一部を改正する条例	255	～	266
(18) 議案第15号 横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	267	～	268
(19) 議案第16号 横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例	269	～	271
(20) 議案第17号 横手市高齢者センター設置条例を廃止する条例	272	～	273
(21) 議案第18号 横手市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例	274	～	275
(22) 議案第19号 横手市農村婦人の家設置条例を廃止する条例	276	～	277
(23) 議案第20号 工事請負契約の締結について			278
(24) 議案第21号 財産の無償譲渡について	279	～	280
(25) 議案第22号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	281	～	282
(26) 議案第23号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて	283	～	284
(27) 議案第24号 財産の無償貸付けについて	285	～	286
(28) 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について			287
(29) 議案第26号 権利の放棄について			288
(30) 議案第27号 市道路線の廃止について	289	～	290
(31) 議案第28号 市道路線の認定について	291	～	292

(32) 議案第29号 令和4年度横手市一般会計補正予算(第12号)	予算書の頁
(33) 議案第30号 令和4年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(34) 議案第31号 令和4年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(35) 議案第32号 令和4年度横手市介護保険特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(36) 議案第33号 令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(37) 議案第34号 令和4年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(38) 議案第35号 令和4年度横手市病院事業会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(39) 議案第36号 令和4年度横手市水道事業会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(40) 議案第37号 令和4年度横手市下水道事業会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(41) 議案第38号 令和5年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	293
(42) 議案第39号 令和5年度横手市一般会計予算	予算書の頁
(43) 議案第40号 令和5年度横手市国民健康保険特別会計予算	予算書の頁
(44) 議案第41号 令和5年度横手市後期高齢者医療特別会計予算	予算書の頁
(45) 議案第42号 令和5年度横手市介護保険特別会計予算	予算書の頁
(46) 議案第43号 令和5年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算	予算書の頁
(47) 議案第44号 令和5年度横手市市営温泉施設特別会計予算	予算書の頁

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (48) 議案第45号 令和5年度横手市財産区特別会計予算 | 予算書の頁 |
| (49) 議案第46号 令和5年度横手市病院事業会計予算 | 予算書の頁 |
| (50) 議案第47号 令和5年度横手市水道事業会計予算 | 予算書の頁 |
| (51) 議案第48号 令和5年度横手市下水道事業会計予算 | 予算書の頁 |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出
横手市長 高橋 大

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年2月6日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年1月17日（火）午後1時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 25,000円 |

議案第 2 号

横手市個人情報保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び財産区をいう。

2 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る費用負担)

第3条 法第89条第2項の手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録についての実施機関が定める開示の方法に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第4条 市長は、実施機関における法の運用状況を取りまとめ、毎年公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(横手市個人情報保護条例の廃止)
- 2 横手市個人情報保護条例(平成17年横手市条例第24号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(横手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号の個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第35条第2項の受託者に係る同項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第13条(同条第2項の規定を旧条例第23条第2項及び第26条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項又は第26条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものであって、公文書に記録されているものをいう。以下次項において同じ。)の開示、訂正及び利用停止については、

なお従前の例による。

- 6 施行日前にされた保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する旧実施機関の処分又はその開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止の請求に係る不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

(横手市情報公開条例の一部改正)

- 7 横手市情報公開条例（平成17年横手市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(横手市情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第22条 第19条第1項及び横手市個人情報保護条例(平成17年横手市条例第24号)第30条第1項に規定する<u>諮問</u>に応じて審議するため、横手市情報公開・個人情報保</p>	<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(横手市情報公開・個人情報保護審査会)</p> <p>第22条 第19条第1項、<u>個人情報の保護に関する法律</u>(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項及び横手市議会の個人情報の保護に関す</p>

護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の審議を行うほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営の改善等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3～5 [略]

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、前条第1項に規定する調査審議をするため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

る条例（令和5年横手市条例第 号）第45条第1項の規定による諮問に応じて審議するため、横手市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の審議を行うほか、情報公開制度の運営の改善等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3～5 [略]

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、前条第1項の規定による審議をするため必要があると認めるときは、諮問実施機関等（第19条第1項並びに個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び横手市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により諮問した議会をいう。以下この条において同じ。）に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号の開示決定等、同法第94条第1項の訂正決定等、同法第102条第1項の利用停止決定等又は同法第76条第2項の開示請求、同法第90条第2項の訂正請求若しく

2 [略]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理し資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [略]

は同法第98条第2項の利用停止請求に係る不作為に係る同法第60条第1項の保有個人情報又は横手市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号アの開示決定等、同条例第35条第1項の訂正決定等、同条例第42条第1項の利用停止決定等又は同条例第18条第2項の開示請求、同条例第31条第2項の訂正請求若しくは同条例第38条第2項の利用停止請求に係る不作為に係る同条例第2条第4項の保有個人情報をいう。以下この条において同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることはできない。

2 [略]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理し資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [略]

(委員による調査手続)

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧又は交付」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は交付について、日

第23条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(資料等の写しの送付等)

第26条 審査会は、第23条第3項の規定による資料の提出、同条第4項若しくは前条の規定による意見書又は資料の提出又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料、意見書又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするとき

時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

は、当該送付に係る資料、意見書又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、第19条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは第20条各号に掲げる者に、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは行政不服審査法第79条に規定する者のほか個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項第2号及び第3号に掲げる者に、横手市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは同条第2項各号に掲げる者に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(横手市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横手市情報公開条例第22条の審査会において

審議した諮問は、改正後の横手市情報公開条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(横手市債権の管理等に関する条例の一部改正)

- 9 横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(滞納者情報の相互利用)</p> <p>第7条 市の債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税等を滞納している場合においては、同一の実施機関（<u>横手市個人情報保護条例（平成17年横手市条例第24号）第2条第2号に規定する実施機関</u>をいう。）内において市税等に関する情報を利用し、又は提供することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(滞納者情報の相互利用)</p> <p>第7条 市の債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が同時に市税等を滞納している場合においては、同一の実施機関（<u>横手市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年横手市条例第 号）第2条第1項の実施機関</u>をいう。）内において市税等に関する情報を利用し、又は提供することができる。</p> <p>2 [略]</p>

議案第3号

横手市地区交流センター設置条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市地区交流センターを設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市地区交流センター設置条例

(設置)

第1条 地域のコミュニティ活動、市民協働活動及び生涯学習活動を推進するため、横手市地区交流センター（以下「地区交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地区交流センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開館時間及び休館日)

第3条 地区交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 地区交流センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、地区交流センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地区交流センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 地区交流センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、地区交流センターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、地区交流センターを使用するもの（以下「使用者」という。）から別表第2に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、地区交流センターの使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 地区交流センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 地区交流センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地区交流センターに関し市長が特に必要と認める業務
(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って地区交流センターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 地区交流センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、地区交流センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地区交流センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 地区交流センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地区交流センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、地区交流センターを利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金

を徴収する。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。
 - (1) 別表第2に定める範囲以内であること。
 - (2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。
 - (3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。
 - 5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を地区交流センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)
- 第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (利用料金の不還付)
- 第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、地区交流センターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認められた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、地区交流センターの使用が終わった場合、若しくは第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、地区交流センター又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認められた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に、附則第8項又は第9項の規定による改正前の各条例又は附則第11項の規定による廃止前の各条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部改正)

3 横手市横手総合交流促進施設設置条例(平成17年横手市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<u>(名称及び位置)</u> 第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	<u>(名称、位置及び設置目的)</u> 第2条 交流施設の名称、位置及び設置目的は、別表第1のとおりとする。								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>横手市交流促進施設 オアシス館</td><td>横手市黒川字館西619番地</td></tr><tr><td>横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館</td><td>横手市上境字谷地中144番地1</td></tr><tr><td>横手市総合交流促進施設 さかえ</td><td>横手市大屋新町字堂ノ前32番地1</td></tr></tbody></table>	名称	位置	横手市交流促進施設 オアシス館	横手市黒川字館西619番地	横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館	横手市上境字谷地中144番地1	横手市総合交流促進施設 さかえ	横手市大屋新町字堂ノ前32番地1	
名称	位置								
横手市交流促進施設 オアシス館	横手市黒川字館西619番地								
横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館	横手市上境字谷地中144番地1								
横手市総合交流促進施設 さかえ	横手市大屋新町字堂ノ前32番地1								

館	
横手市総合交流促進施設 あさくら館	横手市朝倉町6番38号
横手市総合交流促進施設 旭ふれあい館	横手市猪岡字水上91番地2
横手市総合交流促進施設 金沢孔城館	横手市金沢中野字長持213番地1

(目的)

第3条 それぞれの交流施設の設置目的は、次のとおりとする。

<u>名称</u>	<u>設置目的</u>
横手市交流促進施設 オアシス館	農業者及び農村と都市の幅広い交流により、農業農村の活性化を図る。
横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館	都市住民や近隣消費者及び地域内住民の地域農産物を利用した幅広い交流により都市住民の農業理解度を高めるとともに、消費者等の

		ニーズを直ちに、かつ適確に把握することにより農産物の作付け指導や生産拡大に努め、もって農業農村の維持発展を図る。
横手市総合交流促進施設	さかえ館	高齢者の介護予防、農村コミュニティ活動及び健康増進活動を通して交流活動を促進し、地域の発展を図る。
横手市総合交流促進施設	あさくら館	コミュニティ活動、健康増進活動及び児童・高齢者福祉活動を通して交流を促進し、地域の発展を図る。
横手市総合交流促進施設	旭ふれあい館	コミュニティ活動、健康増進活動及び児童と高齢者の交流活動など幅広い地域活動を通して、新たな交流軸を形成するとともに、地域の元気づくりや活性化を促進し、発展を図る。
横手市総合交流促進施設	金沢孔	コミュニティ活動、生涯学習活動

城館

などを通して地域住民の交流を促進するとともに、歴史文化の継承に努め、地域の発展を図る。

(職員)

第4条 交流施設に必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第5条 [略]

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交流施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 交流施設及び設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の管理上支障があると市長が認めたとき。

(開館時間及び休館日)

第3条 交流施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 [略]

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 交流施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第7条 市長は、交流施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に

(使用料)

第6条 市長は、交流施設を使用するもの（以下「使用者」という。）から別表第2に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損

損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) 使用の許可の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により交流施設の使用ができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めたとき。

害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の理由により交流施設の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 交流施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 交流施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って交流施設の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 交流施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、交流施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 交流施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれ

がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、交流施設を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表第2に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をし

た利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を交流施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、交流施設の使用が終わったとき、若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第13条 使用者は、交流施設、備品等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、交流施設の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認められた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、交流施設の使用が終わった場合、若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、交流施設又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認められた場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 [略]

(委任)

第21条 [略]

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	設置目的
横手市交流促進施設 オアシス館	横手市黒川字館西619 番地	農業者及び農村と都市の幅広い交流により、農業農村の活性化を図る。
横手市地域農産物等活用型総合交流促進施設 ふるさと館	横手市上境字谷地中 144番地1	都市住民や近隣消費者及び地域内住民の地域農産物を利用した幅広い交流により都市住民の農業理解度を高めるとともに、消費者等のニーズを直ちに、かつ適確に把握することにより農産物の作付け指導や生産拡大に努

		め、もって農業農村の維持発展を図る。
横手市総合交流促進施設 さかえ館	横手市大屋新町字堂ノ前32番地1	高齢者の介護予防、農村コミュニティ活動及び健康増進活動を通して交流活動を促進し、地域の発展を図る。
横手市総合交流促進施設 あさくら館	横手市朝倉町6番38号	コミュニティ活動、健康増進活動及び児童・高齢者福祉活動を通して交流を促進し、地域の発展を図る。
横手市総合交流促進施設 旭ふれあい館	横手市猪岡字水上91番地2	コミュニティ活動、健康増進活動及び児童と高齢者の交流活動など幅広い地域活動を通して、新たな

<p>別表（第7条関係）</p> <p>[略]</p>		<p>交流軸を形成するとともに、地域の元気づくりや活性化を促進し、発展を図る。</p>
	<p>横手市総合交流促進施設 金沢孔城館</p>	<p>横手市金沢中野字長持 213番地1</p>
<p>別表（第7条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>別表第2（第6条、第15条関係）</p> <p>[略]</p>	

（横手市増田地区多目的研修センター設置条例の一部改正）

- 4 横手市増田地区多目的研修センター設置条例（平成17年横手市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある<u>とき</u>。</p> <p>(2) 研修センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある<u>とき</u>。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターの管理上支障があると市長が認めた<u>とき</u>。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条</u> 研修センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある<u>場合</u></p> <p>(2) 研修センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある<u>場合</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターの管理上支障があると市長が認めた<u>場合</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(使用料の減免)</p>

第6条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 [略]

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第3条第2項の条件に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により研修センターを使用させることができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた

第7条 市長は、特別の理由があると認められた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の理由により研修センターの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた

とき。

場合

(指定管理者による管理)

第10条 研修センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 研修センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターに関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従つて研修センターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 研修センターを利用しようとするものは、指定管理

者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、研修センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、研修センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 研修センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、研修センターを利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申

請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を研修センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に戻

付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、研修センターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

(原状回復義務)

第9条 使用者は、研修センターの使用が終わったとき、若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第10条 使用者は、研修センター又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 [略]

別表 (第5条関係)

[略]

第19条 使用者は、研修センターの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、研修センター又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 [略]

別表 (第6条、第15条関係)

[略]

(横手市女性センター条例の一部改正)

5 横手市女性センター条例（平成17年横手市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(職員)</u></p> <p><u>第3条 女性センターに必要な職員を置く。</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第4条 女性センターは、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 職業に関する相談、指導、講習等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 家庭生活及び一般教養に関する相談、指導、講習等に関すること。</u></p> <p><u>(3) グループ活動、クラブ活動、レクリエーション活動等余暇の活用のための便宜供与に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、勤労女性等の保護及び福祉の増進に必要と認められる事業</u></p> <p><u>(使用者の範囲)</u></p> <p><u>第5条 女性センターを使用できる者は、市内に居住し、又は勤務先を有する勤労女性及び市内に居住する勤労者家庭の主婦（以下「働く女性等」という。）とする。ただし、女性センターの目的及び運営に支障のない限りにおいて、働く女性</u></p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条 女性センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。</u></p>

等以外のものにも使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 女性センターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、女性センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、女性センターの運営上支障があると市長が認めたとき。

(使用料)

第8条 [略]

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を

(使用の許可)

第4条 女性センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、女性センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 女性センター及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、女性センターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 [略]

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めた場合は、使用料を

減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 [略]

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者において損害を被ることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により女性センターの使用ができなくなったとき。

減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用許可の条件に違反した場合

(4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(4) 災害その他の事由により、女性センターの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 女性センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 女性センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、女性センターに関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に

従って女性センターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 女性センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、女性センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、女性センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 女性センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、女性センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、女性センターを利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて

定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を女性センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、女性センターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と

(原状回復義務)

第13条 使用者は、女性センターの使用を終了したとき、若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに使用設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、女性センター、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第15条 [略]

(委任)

第16条 [略]

別表 (第8条関係)

[略]

認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、女性センターの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、女性センター又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認められた場合は、この限りでない。

(運営委員会)

第21条 [略]

(委任)

第22条 [略]

別表 (第6条、第15条関係)

[略]

(横手市農村環境改善センター設置条例の一部改正)

6 横手市農村環境改善センター設置条例(平成17年横手市条例第205号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>2 前項の許可には、環境改善センターの<u>管理及び運営上</u>必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境改善センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある<u>とき</u>。</p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条</u> 環境改善センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>2 前項の許可には、環境改善センターの<u>管理上</u>必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境改善センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある<u>場合</u></p>

(2) 環境改善センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 営利及び宣伝を目的とするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境改善センターの管理上支障があると市長が認めたとき。

(使用料)

第5条 [略]

(使用料の減免)

第6条 [略]

(使用料の不還付)

第7条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第8条 [略]

(2) 環境改善センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 営利及び宣伝を目的とする場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境改善センターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 [略]

(使用料の減免)

第7条 [略]

(使用料の不還付)

第8条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第9条 [略]

(指定管理者による管理)

第10条 環境改善センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 環境改善センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境改善センターに関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って環境改善センターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 環境改善センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、環境改善センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境改善センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 環境改善センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境改善センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、環境改善センターを利用するもの

(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをす

るものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を環境改善センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、

(原状回復義務)

第9条 使用者は、環境改善センターの使用が終わったとき、
若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停
止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければ
ならない。

(損害賠償義務)

第10条 環境改善センターを使用する者は、施設又はその附

利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は
その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反
した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた
場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、環境改善センターの利
用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と
認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、環境改善センターの使用が終わった場合
若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は
停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなけれ
ばならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、環境改善センター又は備品等を損傷し、

帯設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長の指定する方法で賠償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 [略]

別表(第5条関係)

[略]

又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 [略]

別表(第6条、第15条関係)

[略]

(横手市農村体験学習施設設置条例の一部改正)

7 横手市農村体験学習施設設置条例(平成17年横手市条例第206号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(職員)</u> 第3条 体験学習施設に必要な職員を置くことができる。	<u>(開館時間及び休館日)</u> 第3条 体験学習施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。
(使用の許可)	(使用の許可)

第4条 [略]

2 市長は、前項の許可に体験学習施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体験学習施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 体験学習施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 営利及び宣伝を目的とするとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、体験学習施設の管理上支障があると市長が認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損

第4条 [略]

2 市長は、前項の許可に体験学習施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体験学習施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 体験学習施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 営利及び宣伝を目的とする場合

(4) 前3号に定めるもののほか、体験学習施設の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損

害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事由により、体験学習施設の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、体験学習施設の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合
(指定管理者による管理)

第10条 体験学習施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制

限及び停止に関する業務

(2) 体験学習施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、体験学習施設に関し
市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に
従って体験学習施設の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 体験学習施設を利用しようとするものは、指定管理
者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体験学習施設の管理上必要な条件を付す
ることができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合
は、体験学習施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 体験学習施設、備品等を損傷し、又は滅失するお
それがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、体験学習施設の管理
上支障があると指定管理者が認めた場合
(利用料金)

第15条 指定管理者は、体験学習施設を利用するもの(以下
「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて
定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とす
る。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申
請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合
は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する
費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをす
るものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をし
た利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を体験学習施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反

(原状回復義務)

第10条 使用者は、体験学習施設の使用が終わったとき、若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、体験学習施設又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、体験学習施設の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、体験学習施設の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、体験学習施設又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

<p>(委任)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>(委任)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>別表(第6条、第15条関係)</p> <p>[略]</p>
---	--

(横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部改正)

8 横手市集落多目的共同利用施設等設置条例(平成17年横手市条例第212号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設	[略]	横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設	[略]
横手市大沢地区農村集落多目的センター	横手市雄物川町大沢字大沢182番地		

[略]

別表第2（第5条関係）

1・2 [略]

3 横手市大沢地区農村集落多目的センター

（消費税を含む。）

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>
<u>ホール</u>	<u>1時間につき</u>	<u>400円</u>
<u>和室研修室（1）</u>		<u>200円</u>
<u>和室研修室（2）</u>		<u>200円</u>

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

[略]

別表第2（第5条関係）

1・2 [略]

（横手市コミュニティセンター設置条例の一部改正）

9 横手市コミュニティセンター設置条例（平成17年横手市条例第297号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="259 673 1099 1042"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横手市雄物川コミュニティセンター</td> <td>横手市雄物川町沼館字高畑338番地</td> </tr> <tr> <td>横手市大森コミュニティセンター</td> <td>横手市大森町字大中島276番地</td> </tr> <tr> <td>横手市十文字コミュニティセンター</td> <td>横手市十文字町字海道下12番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	横手市雄物川コミュニティセンター	横手市雄物川町沼館字高畑338番地	横手市大森コミュニティセンター	横手市大森町字大中島276番地	横手市十文字コミュニティセンター	横手市十文字町字海道下12番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称 横手市雄物川コミュニティセンター</u></p> <p>(2) <u>位置 横手市雄物川町沼館字高畑338番地</u></p>
名称	位置								
横手市雄物川コミュニティセンター	横手市雄物川町沼館字高畑338番地								
横手市大森コミュニティセンター	横手市大森町字大中島276番地								
横手市十文字コミュニティセンター	横手市十文字町字海道下12番地								
<p>別表(第5条関係)</p> <p><u>1 雄物川コミュニティセンター</u></p> <p>[略]</p>	<p>別表(第5条関係)</p> <p>[略]</p>								

2 大森コミュニティセンター

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
老人憩いの室	1時間につき	100円
婦人室		100円
青年室		100円
視聴覚室		100円
ホール		200円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

3 十文字コミュニティセンター

(消費税を含む)

区分	単位	使用料の額
交流ホール1	営利を目的としない場 1時間に	250円

	合	つき	
	営利を目的とする場合		750円
交流ホール2	営利を目的としない場 合		250円
	営利を目的とする場合		750円
交流ホール3	営利を目的としない場 合		250円
	営利を目的とする場合		750円
スタジオ1	営利を目的としない場 合		100円
	営利を目的とする場合		300円
スタジオ2	営利を目的としない場 合		100円
	営利を目的とする場合		300円
スタジオ3	営利を目的としない場 合		100円
	営利を目的とする場合		300円
和室1	営利を目的としない場		100円

	合	
	営利を目的とする場合	300円
和室2	営利を目的としない場	100円
	合	
	営利を目的とする場合	300円
研修室	営利を目的としない場	100円
	合	
	営利を目的とする場合	300円
調理実習室	営利を目的としない場	150円
	合	
	営利を目的とする場合	450円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

(横手市大雄交流研修館設置条例の一部改正)

10 横手市大雄交流研修館設置条例(平成17年横手市条例第209号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(職員)</u></p> <p><u>第3条 交流館に必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある<u>とき。</u></p> <p>(2) 交流館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある<u>とき。</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると市長が認めた<u>とき。</u></p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条 交流館の開館時間及び休館日は、規則で定める。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある<u>場合</u></p> <p>(2) 交流館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある<u>場合</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると市長が認めた<u>場合</u></p>

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事由により、交流館の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、交流館の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた

とき。

場合

(指定管理者による管理)

第10条 交流館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

(2) 交流館の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流館に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従つて交流館の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 交流館を利用しようとするものは、指定管理者の許

可を受けなければならない。

2 前項の許可には、交流館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 交流館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、交流館を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申

請に係る利用料金が次の各号に適合していると認める場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を交流館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に戻

付することができない。ただし、利用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、交流館の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

(原状回復義務)

第10条 使用者は、交流館の使用が終わったとき、若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、交流館、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 [略]

別表(第6条関係)

[略]

第19条 使用者は、交流館の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、交流館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 [略]

別表(第6条、第15条関係)

[略]

(横手市増田町地域センター設置条例等の廃止)

1 1 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 横手市増田町地域センター設置条例(平成17年横手市条例第31号)
- (2) 横手市雄物川福地コミュニティセンター設置条例(令和元年横手市条例第39号)
- (3) 横手市雄物川共同福祉施設設置条例(平成17年横手市条例第180号)

- (4) 横手市生涯学習センター設置条例（平成17年横手市条例第288号）
- (5) 横手市公民館設置条例（平成17年横手市条例第294号）
- (6) 横手市吉田地区生涯学習センター設置条例（平成17年横手市条例第296号）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
横手市横手中央地区交流センター	横手市本町3番30号
横手市朝倉地区交流センター	横手市朝倉町6番38号
横手市旭地区交流センター	横手市猪岡字水上91番地2
横手市栄地区交流センター	横手市大屋新町字堂ノ前32番地1
横手市境町地区交流センター	横手市上境字谷地中144番地1
横手市黒川地区交流センター	横手市黒川字館西619番地
横手市金沢地区交流センター	横手市金沢中野字長持213番地1
横手市増田地区交流センター	横手市増田町増田字土肥館173番地
横手市亀田地区交流センター	横手市増田町亀田字半助村70番地
横手市西成瀬地区交流センター	横手市増田町荻袋字真当72番地
横手市狙半内地区交流センター	横手市増田町狙半内字七曲下101番地
横手市浅舞地区交流センター	横手市平鹿町浅舞字覚町後140番地
横手市浅舞地区交流センター蛭野分館	横手市平鹿町浅舞字釜池175番地

横手市浅舞地区交流センター樽見内分館	横手市平鹿町樽見内字扇田 8 3 番地 2
横手市吉田地区交流センター	横手市平鹿町上吉田字吉田 9 5 番地 3
横手市吉田地区交流センター分館	横手市平鹿町上吉田字田ノ植 8 7 番地
横手市醍醐地区交流センター	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋 7 6 番地
横手市沼館地区交流センター	横手市雄物川町沼館字沼館 1 4 0 番地 1
横手市里見地区交流センター	横手市雄物川町東里字東里 1 7 3 番地 2
横手市福地地区交流センター	横手市雄物川町柏木字後田 7 番地
横手市大沢地区交流センター	横手市雄物川町大沢字大沢 1 8 2 番地
横手市館合地区交流センター	横手市雄物川町薄井字薄井 6 0 番地
横手市館合地区交流センターつきの木館	横手市雄物川町薄井字下小出 7 0 番地
横手市大森地区交流センター	横手市大森町字大中島 2 7 6 番地
横手市大森地区交流センター分館	横手市大森町字大森 1 4 5 番地
横手市八沢木地区交流センター	横手市大森町八沢木字中房 2 9 番地
横手市ほろわ地区交流センター	横手市大森町八沢木字前田 3 3 番地 2
横手市川西地区交流センター	横手市大森町袴形字東神成 3 0 9 番地
横手市十文字地区交流センター	横手市十文字町字海道下 1 2 番地 5
横手市三重地区交流センター	横手市十文字町十五野新田字増田道東 2 9 番地 2 2

横手市十文字西地区交流センター	横手市十文字町植田字一ト市330番地
横手市山内地区交流センター	横手市山内土渕字二瀬8番地4
横手市山内地区交流センター筏分館	横手市山内筏字久保5番地
横手市大雄地区交流センター	横手市大雄字本庄道下10番地

別表第2（第6条、第15条関係）

1 横手市亀田地区交流センター

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	350円
	営利を目的とする場合		3,050円
地域交流室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
小会議室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
和室（1）	営利を目的としない場合		150円
	営利を目的とする場合		450円
和室（2）	営利を目的としない場合	150円	

	営利を目的とする場合	450円
ホール	営利を目的としない場合	600円
	営利を目的とする場合	1,800円
音楽室	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円
工芸室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
調理室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
児童館（1）	営利を目的としない場合	250円
	営利を目的とする場合	750円
児童館（2）	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

2 横手市西成瀬地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
体育館	営利を目的としない場合	1時間につき	400円
	営利を目的とする場合		3,400円
ホール	営利を目的としない場合		650円
	営利を目的とする場合		1,950円
1階和室(1)	営利を目的としない場合		150円
	営利を目的とする場合		450円
1階和室(2)	営利を目的としない場合		150円
	営利を目的とする場合		450円
1階地域交流室	営利を目的としない場合		300円
	営利を目的とする場合		900円
2階工芸室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
2階調理室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

2階音楽室（1）	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円
2階音楽室（2）	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 3 横手市狙半内地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
学習交流室	営利を目的としない場合	1時間につき	250円
	営利を目的とする場合		750円
和室	営利を目的としない場合		150円
	営利を目的とする場合		450円
体育館	営利を目的としない場合		350円
	営利を目的とする場合		3,200円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

4 横手市浅舞地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
第2研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
視聴覚室	営利を目的としない場合		250円
	営利を目的とする場合		750円
茶・華道教室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
講堂	営利を目的としない場合		950円
	営利を目的とする場合		2,850円
控室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

備考

1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

5 横手市浅舞地区交流センター蛭野分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
和室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
調理室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
視聴覚室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
会議室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
体育館	営利を目的としない場合		300円
	営利を目的とする場合		2,650円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

6 横手市浅舞地区交流センター樽見内分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
第1研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
第2研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理実習室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

7 横手市吉田地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
第2研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
第3研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
第1会議室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
第2会議室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
体験学習室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理実習室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

多目的ホール	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

8 横手市吉田地区交流センター分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
講堂	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
研修室(1)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
研修室(2)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
視聴覚室	営利を目的としない場合		200円

	営利を目的とする場合		600円
--	------------	--	------

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

9 横手市醍醐地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		650円
藍染工房	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理実習室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
第1会議室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
体験学習室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

アリーナ	営利を目的としない場合	300円
	営利を目的とする場合	3,450円
第2研修室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	700円
第2会議室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
視聴覚室	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
多目的ホール	営利を目的としない場合	300円
	営利を目的とする場合	900円

備考

1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

10 横手市沼館地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
視聴覚室	営利を目的としない場合	1時間につき	1,650円

	営利を目的とする場合	4,950円
多目的室	営利を目的としない場合	900円
	営利を目的とする場合	2,700円
和室	営利を目的としない場合	400円
	営利を目的とする場合	1,200円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

1 1 横手市里見地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	400円
	営利を目的とする場合		1,200円
和室研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
視聴覚室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

1 2 横手市福地地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
多目的室A	営利を目的としない場合	1時間につき	200円
	営利を目的とする場合		600円
多目的室B	営利を目的としない場合		150円
	営利を目的とする場合		450円
和室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
体育館	営利を目的としない場合	600円	
	営利を目的とする場合	1,800円	

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

1 3 横手市大沢地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	400円
	営利を目的とする場合		1,200円
和室研修室(1)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
和室研修室(2)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

1 4 横手市館合地区交流センター

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
----	----	-------

ホール	営利を目的としない場合	1時間につき	400円
	営利を目的とする場合		1,200円
和室研修室(1)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
和室研修室(2)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
研修室(3)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
視聴覚室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

15 横手市館合地区交流センターつきの木館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
体育室	営利を目的としない場合	1時間につき	600円

	営利を目的とする場合	2, 850円
研修室（１）	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円
研修室（２）	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

16 横手市大森地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
老人憩いの室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		300円
婦人室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
青年室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円

視聴覚室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
ホール	営利を目的としない場合	200円
	営利を目的とする場合	600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

17 横手市大森地区交流センター分館

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1学習室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		300円
第2学習室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
第1研修室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
第2研修室	営利を目的としない場合	100円	

	営利を目的とする場合	350円
会議室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
調理実習室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

18 横手市八沢木地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
第1学習室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		300円
第2学習室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
講堂	営利を目的としない場合		300円
	営利を目的とする場合		1,050円

調理実習室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

19 横手市ほろわ地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
多目的室	営利を目的としない場合	1時間につき	100円
	営利を目的とする場合		300円
交流室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理体験室	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		350円
軽スポーツ交流ホール	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
地域文化伝承交流	営利を目的としない場合	100円	

室	営利を目的とする場合	450円
---	------------	------

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

20 横手市十文字地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
交流ホール1	営利を目的としない場合	1時間につき	250円
	営利を目的とする場合		750円
交流ホール2	営利を目的としない場合		250円
	営利を目的とする場合		750円
交流ホール3	営利を目的としない場合		250円
	営利を目的とする場合		750円
スタジオ1	営利を目的としない場合		100円
	営利を目的とする場合		300円
スタジオ2	営利を目的としない場合	100円	
	営利を目的とする場合	300円	

スタジオ3	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
和室1	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
和室2	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
研修室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
調理実習室	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

2.1 横手市十字西地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室A	営利を目的としない場合	1時間につき	150円

	営利を目的とする場合	450円
研修室B	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円
視聴覚室	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円
調理実習室	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円
会議室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
小会議室	営利を目的としない場合	100円
	営利を目的とする場合	300円
展示ホール	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

2.2 横手市山内地区交流センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室 A	営利を目的としない場合	1 時間につき	1 0 0 円
	営利を目的とする場合		5 0 0 円
研修室 B	営利を目的としない場合		1 0 0 円
	営利を目的とする場合		3 0 0 円
調理実習室	営利を目的としない場合		1 0 0 円
	営利を目的とする場合		7 0 0 円
和室	営利を目的としない場合		1 5 0 円
	営利を目的とする場合		6 5 0 円
ホール A	営利を目的としない場合		1 5 0 円
	営利を目的とする場合		1, 8 5 0 円
ホール B	営利を目的としない場合		1 0 0 円
	営利を目的とする場合		1, 1 0 0 円
会議室	営利を目的としない場合		1 0 0 円
	営利を目的とする場合		3 0 0 円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額

は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

議案第4号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

督促手数料を全庁的に廃止し、徴収事務の効率化を図るため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(横手市債権の管理等に関する条例の一部改正)

第1条 横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(督促)</p> <p>第9条 市長等は、市の債権について納期限を経過してもなお納付されないときは、債務者に対して期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p><u>2 市長等は、前項の規定により督促状を発行したとき（公債権に係るものに限る。）は、1通につき100円の督促手数料を徴収するものとする。</u></p>	<p>(督促)</p> <p>第9条 市長等は、市の債権について納期限を経過してもなお納付されないときは、<u>法令の定めるところにより</u>、債務者に対して期限を指定してこれを督促しなければならない。</p>

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 横手市市税賦課徴収条例（平成17年横手市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書であって、市が作成する用紙に納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したもの</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書であって、市が作成する用紙に特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載したもの</p>

<p style="text-align: center;"><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第 2 1 条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、1 0 0 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p><u>第 2 2 条 削除</u></p>	<p><u>第 2 1 条及び第 2 2 条 削除</u></p>
--	-----------------------------------

(横手市行政財産使用料条例の一部改正)

第 3 条 横手市行政財産使用料条例（平成 1 7 年横手市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p><u>第 6 条 使用料を納付期限までに納付しない者があるときは、納付すべき期限を指定した督促状を、納付期限経過後 2 0 日以内に発行して督促する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による督促をした場合における督促手数料及び延滞金の徴収については、横手市債権の管理等に関する条例（平成 2 8 年横手市条例第 2 号）の規定を適用する。</u></p>	

(委任)	(委任)
第7条 [略]	第6条 [略]
(過料)	(過料)
第8条 [略]	第7条 [略]

(横手市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 横手市後期高齢者医療に関する条例（平成20年横手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(保険料の督促手数料)</u>	
第5条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	
(延滞金)	(延滞金)
第6条 [略]	第5条 [略]
(委任)	(委任)
第7条 [略]	第6条 [略]

(罰則)

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(罰則)

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正)

第5条 横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成17年横手市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(督促等)</u></p> <p><u>第11条</u> 市長は、<u>分担金、増嵩経費及び使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、納付期限後20日以内に、督促状を発行して督促するものとする。</u></p> <p><u>2 分担金及び増嵩経費の督促状を発行した場合の督促手数料及び延滞金は、横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u></p> <p>(徴収の猶予及び減免)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(電気料金及び水道料金の負担)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(資料の提出)</p>	<p>(徴収の猶予及び減免)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(電気料金及び水道料金の負担)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(資料の提出)</p>

<p><u>第14条</u> [略] (保管義務等)</p> <p><u>第15条</u> [略] (修繕費用等の負担)</p> <p><u>第16条</u> [略] (住宅等所有者の地位の承継)</p> <p><u>第17条</u> [略] (委任)</p> <p><u>第18条</u> [略] (罰則)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p>	<p><u>第13条</u> [略] (保管義務等)</p> <p><u>第14条</u> [略] (修繕費用等の負担)</p> <p><u>第15条</u> [略] (住宅等所有者の地位の承継)</p> <p><u>第16条</u> [略] (委任)</p> <p><u>第17条</u> [略] (罰則)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p>
---	---

(横手市介護保険条例の一部改正)

第6条 横手市介護保険条例（平成17年横手市条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(介護保険料の督促手数料)</u>	

<p>第25条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。<u>ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	<p>第25条 削除</p>
--	----------------

(横手市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 横手市土地改良事業分担金徴収条例（平成29年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p>第7条 分担金に係る督促手数料及び延滞金の徴収については、<u>横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第7条 [略]</p>

(横手市牧野条例の一部改正)

第8条 横手市牧野条例（平成17年横手市条例第248号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(使用料の納付)</u></p> <p><u>第8条 使用料は、市長の指定する期日までに納付するものとする。</u></p> <p><u>2 正当な理由なくして使用料を期日までに納付しない場合は、延滞金額を加算して徴収することができる。</u></p> <p><u>3 延滞金の徴収は、横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u></p> <p><u>(督促料)</u></p> <p><u>第9条 期日までに納付しない場合は、督促状を発する。この場合において、督促手数料は、横手市債権の管理等に関する条例の規定を適用する。</u></p> <p>(使用者の違反等に対する措置)</p> <p><u>第10条 [略]</u></p> <p>(牧野の管理の原則)</p> <p><u>第11条 [略]</u></p> <p>(放牧計画)</p>	<p>(使用者の違反等に対する措置)</p> <p><u>第8条 [略]</u></p> <p>(牧野の管理の原則)</p> <p><u>第9条 [略]</u></p> <p>(放牧計画)</p>

第12条 [略]

(草種及び草生改良計画)

第13条 [略]

(牧野の保護)

第14条 [略]

(牧野の施設)

第15条 [略]

(指定管理者による管理)

第16条 [略]

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

この場合において、第4条、第5条第1項、第7条、第8条、第10条、第11条及び第14条中「使用する」とあるのは「利用する」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(1)～(3) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第10条 [略]

(草種及び草生改良計画)

第11条 [略]

(牧野の保護)

第12条 [略]

(牧野の施設)

第13条 [略]

(指定管理者による管理)

第14条 [略]

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

この場合において、第4条、第5条第1項、第7条、第8条、第9条及び第12条中「使用する」とあるのは「利用する」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(1)～(3) [略]

(指定管理者による管理の基準)

<p><u>第18条</u> [略]</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p>	<p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p>
--	--

(横手市道路占用等に関する条例の一部改正)

第9条 横手市道路占用等に関する条例（平成17年横手市条例第250号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p><u>第5条 督促手数料及び延滞金の徴収については、横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u></p> <p>(権利の譲渡及び貸与)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(地位の承継)</p>	<p>(権利の譲渡及び貸与)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(地位の承継)</p>

<p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(承認又は許可の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(承認又は許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>
--	---

(横手市営住宅管理条例の一部改正)

第10条 横手市営住宅管理条例（平成17年横手市条例第254号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(督促)</u></p> <p><u>第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があ</u> <u>るときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければな</u> <u>らない。</u></p>	<p><u>第17条 削除</u></p>

(横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第11条 横手市特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年横手市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(督促)</u> <u>第16条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があ</u> <u>るときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければな</u> <u>らない。</u>	第16条 削除

(横手都市計画事業三枚橋地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第12条 横手都市計画事業三枚橋地区土地区画整理事業施行条例（平成17年横手市条例第265号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(督促手数料及び延滞金)</u> 第28条 第25条又は第26条の規定により徴収する清算金	(延滞金) 第28条 第25条又は第26条の規定により徴収する清算金

を滞納した者に督促状を発した場合において、1通につき土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条に規定する督促手数料及び納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額の延滞金を徴収することができる。

2 [略]

を滞納した者に督促状を発した場合において、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額の延滞金を徴収することができる。

2 [略]

（横手市下水道条例の一部改正）

第13条 横手市下水道条例（平成17年横手市条例第269号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（使用料等の督促）</u> <u>第23条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料又は手数料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促する。</u></p>	<p><u>第23条 削除</u></p>

(横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例の一部改正)

第14条 横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例（平成17年横手市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(督促)</u></p> <p><u>第12条 管理者は、受益者が納付期日までに負担金等を納付しないときは、納付期日後20日以内に督促状により、納期限を指定して督促するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による督促手数料は、横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(受益者負担金の延滞金の割合の特例)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(受益者負担金の延滞金の割合の特例)</p>

3 当分の間、第13条に規定する受益者負担金の延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（受益者分担金の延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第13条に規定する受益者分担金の延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に

3 当分の間、第12条に規定する受益者負担金の延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（受益者分担金の延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第12条に規定する受益者分担金の延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中に

においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（横手市下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の一部改正）

第15条 横手市下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例（平成20年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（督促）</u></p> <p><u>第11条 この条例により納付すべき分担金に係る督促、督促手数料及び延滞金については、横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u></p> <p>（横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例との調整）</p>	<p>（横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例との調整）</p>

第12条 [略] (委任) 第13条 [略]	第11条 [略] (委任) 第12条 [略]
------------------------------	------------------------------

(横手市集落排水施設条例の一部改正)

第16条 横手市集落排水施設条例(平成17年横手市条例第229号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>(使用料の督促)</u>	
<u>第17条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行して督促する。</u>	
(損害賠償)	(損害賠償)
第18条 [略]	第17条 [略]
(管理の委託)	(管理の委託)
第19条 [略]	第18条 [略]
(委任)	(委任)
第20条 [略]	第19条 [略]

(罰則) 第21条 [略]	(罰則) 第20条 [略]
------------------	------------------

(横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第17条 横手市集落排水事業受益者分担に関する条例（平成17年横手市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(督促)	
<u>第12条 管理者は、受益者が納付期日までに分担金を納付しないときは、納付期日後20日以内に督促状により、納期限を指定して督促するものとする。</u>	
<u>2 前項の規定による督促手数料は、横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）の規定を適用する。</u>	
(延滞金)	(延滞金)
第13条 [略]	第12条 [略]
(委任)	(委任)

第14条 [略]

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第13条に規定する受益者分担金の延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第13条 [略]

附 則

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第12条に規定する受益者分担金の延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例の一部改正)

第18条 横手市病院事業看護師等奨学金貸付条例（平成29年横手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（延滞金）</u></p> <p><u>第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該償還すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又は当該延滞金の額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する延滞金の額の計算において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。</u></p>	

(委任)

第14条 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(委任)

第13条 [略]

附 則

[略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて発した督促に伴う督促手数料については、なお従前の例による。

議案第5号

横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

定年前に退職する意思を有する職員の募集を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例

横手市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年横手市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の募集)</p> <p>第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員に係る次の募集を行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) [略]</p> <p>附 則</p> <p>[略]</p>	<p>(職員の募集)</p> <p>第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員に係る次の募集を行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> [略]</p>

(職員の募集に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に
おける第2条第1号の規定の適用については、次の表の左
欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「20年」とあるの
はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	16年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	17年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	18年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	19年

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 2 号）等の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 雑則 (第53条)</u></p> <p>附則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p>

記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する

方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに
準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと
ができる物をもって作成するファイルに前項に規定する
重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出
力することによる文書を作成することができるものでなけれ
ばならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保
育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電
子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい
う。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定
する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該
利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類
及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なけれ
ばならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施
設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採る場合は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限

第26条 削除

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに

る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う

限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う

者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正、かつ、確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) [略]

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供するこ

者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) [略]

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教

と。

育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B

型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるようあらかじめ、連

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるようあらかじめ、

携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものにあつては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 [略]

(特定利用地域型保育の基準)

連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 [略]

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 [略]

第52条 [略]

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の

承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回

線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、
教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に
備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイル
に当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提
供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合
にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方
法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに
準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと
ができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録
したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がフ
ァイルへの記録を出力することによる文書を作成することが
できるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を
提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供
する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げ
る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に

よる承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とある

のは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 [略]

(特定保育所に関する特例)

第2条 [略]

(施設型給付費等に関する経過措置)

附 則

(施行期日)

第1条 [略]

(特定保育所に関する特例)

第2条 [略]

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 [略]

(利用定員に関する経過措置)

第4条 [略]

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第3条 [略]

(利用定員に関する経過措置)

第4条 [略]

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次

第1章～第5章 [略]

附則

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育

(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定す

第1章～第5章 [略]

第6章 雑則(第49条)

附則

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に

対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こど

る認定こども園をいう。以下同じ。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 [略]

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 [略]

も園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 [略]

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 [略]

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活

その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければな

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員
の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

らない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員
の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 [略]

(準用)

第48条 [略]

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

(準用)

第48条 [略]

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)	(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 [略]

第7条 [略]

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(虐待等の禁止)

第13条 [略]

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 [略]

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 [略]

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2、第7条の3、第10条及び第14条第2項の規定並びに第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の装置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 7 号

横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

88歳長寿祝金を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市長寿祝金条例の一部を改正する条例

横手市長寿祝金条例（平成18年横手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後
(種類、対象者及び額)			(対象者及び額)
第2条 長寿祝金の種類、対象者及び額は、次のとおりとする。			第2条 長寿祝金の対象者は、横手市に住所を有し、かつ、引き続き10年以上居住している者で満100歳に達した者とする。
種類	対象者	額	2 長寿祝金の額は、100,000円とする。
100歳長寿祝金	横手市に住民登録し、かつ、引き続き10年以上居住している者で満100歳に達したもの	100,000円	
88歳長寿祝金	9月1日現在横手市に住民登録し、かつ、引き続き10年以上居住している者で当該年度内に満88歳に達するもの。ただし、第3条に規定する贈呈時期までに死亡	10,000円	

<p>し、又は市外へ転出した者を除く。</p>	
<p>(長寿祝金の贈呈)</p> <p>第3条 <u>長寿祝金の贈呈時期は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 100歳長寿祝金 満100歳に達したとき。</u></p> <p><u>(2) 88歳長寿祝金 9月1日から9月30日までの間</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(長寿祝金の贈呈)</p> <p>第3条 <u>長寿祝金の贈呈時期は、満100歳に達したときとする。</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 8 号

横手市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市交通指導員の定年年齢を引き上げるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

横手市交通指導員設置条例（平成17年横手市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄にあげる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(任務)</p> <p>第2条 指導員は、<u>市長の指示するところにより</u>、警察機関及び交通安全推進機関と緊密な連携を図り、交通安全の指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めるものとする。</p> <p><u>(定数及び委嘱又は任命等)</u></p> <p>第3条 指導員の定数は、<u>108人以内とする。</u></p> <p>2 指導員は、次に定める資格を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 本市に居住する者</u></p> <p><u>(2) 年齢25歳以上70歳未満の者</u></p> <p><u>(3) 人格高潔及び身体強健であって交通に関する知識</u></p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 指導員は、警察機関及び交通安全推進機関と緊密な連携を図り、交通安全の指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めるものとする。</p> <p><u>(定数)</u></p> <p>第3条 指導員の定数は、<u>108人以内とする。</u></p>

に精通し、かつ、指導力を有する者

3 指導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補
欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちか
ら市長が委嘱する。

(1) 本市に居住する者

(2) 年齢25歳以上の者。ただし、年齢満70歳以上の
者にあつては、指導員の経験を有する者でなければなら
ない。

(3) 人格高潔及び身体強健であつて交通に関する知識
に精通し、かつ、指導力を有する者

(定年)

第5条 指導員の定年は、満75歳とする。

2 指導員は、定年に達したときは、定年に達した日以後にお
ける最初の3月31日に退職する。

(解任)

第6条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認

(隊の構成)

第4条 指導員は、隊を構成するものとし、その編成については、規則で定める。

(名称及び区域)

第5条 本市に交通指導隊（以下「指導隊」という。）を置き、その名称及び区域は、別表のとおりとする。

(協議会)

第6条 各地域の指導隊の連携を図るため、横手市交通指導隊連絡協議会を設置する。

(委任)

第7条 [略]

別表（第5条関係）

めたときは、解任することができる。

(1) 指導員から辞任の申出があったとき。

(2) 指導員としての適格性を欠くに至ったと認めたと
き。

(交通指導隊等)

第7条 指導員は交通指導隊を組織するものとし、交通指導隊の名称及び管轄区域は規則で定める。

2 交通指導隊の連携を図るため、横手市交通指導隊連絡協議会を置く。

(委任)

第8条 [略]

名称	区域
横手市横手交通指導隊	旧横手市一円
横手市増田交通指導隊	旧増田町一円
横手市平鹿交通指導隊	旧平鹿町一円
横手市雄物川交通指導隊	旧雄物川町一円
横手市大森交通指導隊	旧大森町一円
横手市十文字交通指導隊	旧十文字町一円
横手市山内交通指導隊	旧山内村一円
横手市大雄交通指導隊	旧大雄村一円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

横手市企業振興条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

指定の基準を改定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市企業振興条例の一部を改正する条例

横手市企業振興条例（平成17年横手市条例第182号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の基準)</p> <p>第6条 前条の基準は、横手市内に工場等を新設し、若しくは増設し、又は事業を拡大する者であって、単年度当たりの新規常勤雇用者の数が20人以上であること、又は次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 新設し、又は増設される工場等に係る減価償却資産（<u>所得税法施行令第6条第1号から第7号まで及び第8号りに掲げるものに限る。</u>）の取得価格の合計額が<u>2,000万円</u>を超えること。</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第6条 前条の基準は、横手市内に工場等を新設し、若しくは増設し、又は事業を拡大する者であって、単年度当たりの新規常勤雇用者の数が20人以上であること、又は次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 新設し、又は増設される工場等に係る減価償却資産（<u>次のア及びイのいずれにも該当するものに限る。</u>）の取得価格の合計額が<u>3,000万円</u>を超えること。</p> <p><u>ア 所得税法施行令第6条第1号から第7号まで及び第8号りに掲げるもの</u></p> <p><u>イ 減価償却資産に所得税法施行令第6条第1号の建物</u></p>

(2) 操業開始日における新規常勤雇用者の数が、次のとおりであること。

ア 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業 1
0人以上

イ ア以外の工業等 新設の場合にあつては5人以上、
増設の場合にあつては3人以上

又は同条第2号の構築物を含まない増設にあつては、
当該減価償却資産を最初に取得した日又は当該減価償
却資産に係る新規常勤雇用者を最初に雇用した日のい
ずれか早い日から2年を経過する日までの間に取得し
たもの

(2) 新設にあつては、操業開始日における新規常勤雇
用者の数が5人以上であること。

(3) 増設にあつては、当該減価償却資産に係る新規常
勤雇用者（第1号の減価償却資産に所得税法施行令第6
条第1号の建物又は同条第2号の構築物を含まない場合
は、当該最初の減価償却資産を取得した日又は当該減価
償却資産に係る新規常勤雇用者を最初に雇用した日のい
ずれか早い日から2年を経過する日までの間に雇用され
た者に限る。）の数が3人以上であること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

横手市就業改善センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市横手就業改善センターを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市就業改善センター設置条例の一部を改正する条例

横手市就業改善センター設置条例（平成17年横手市条例第204号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
横手市横手就業改善センター	横手市条里二丁目2番50号		
横手市荻袋地区農業研修センター	横手市増田町荻袋字真当87番地3	横手市荻袋地区農業研修センター	横手市増田町荻袋字真当87番地3
[略]		[略]	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
1 横手市横手就業改善センター			
(消費税を含む。)			
区分	単位	使用料の額	
生活改善実習室	1時間につき	150円	

他産業就業研修室		200円
農業経営研修室		100円
他産業就業研修室農業経営研修室通し		300円
青年婦人研修室		300円
指導センター室		200円
音響器具一式	2時間まで	1,100円
	2時間を超え、1時間につき	550円
宿泊	1人1泊につき	550円
食堂施設	月額16,500円以上で市長が別に定める額	

備考

- 1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。
- 3 就業改善相談室、図書資料室及び野外ステージの使

用料は、無料とする。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

1 [略]

2 [略]

3 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

農香庵及び道の駅十文字農産物直売所の使用料の上限を引き上げるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例の一部を改正する条例

横手市農林水産物直売・食材供給施設設置条例（平成18年横手市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条、第9条関係） (消費税を含む。)			別表（第3条、第9条関係） (消費税を含む。)		
施設名	使用の単位	使用料の上限	施設名	使用の単位	使用料の上限
[略]			[略]		
農香庵	月単位で使用する 場合	当該月の売上げの <u>10%</u> の金額	農香庵	月単位で使用する 場合	当該月の売上げの <u>20%</u> の金額
	日単位で使用する 場合	当該日の売上げの <u>10%</u> の金額		日単位で使用する 場合	当該日の売上げの <u>20%</u> の金額
道の駅十文字農産物直売所	月単位で使用する 場合	当該月の売上げの <u>15%</u> の金額	道の駅十文字農産物直売所	月単位で使用する 場合	当該月の売上げの <u>20%</u> の金額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

横手市道路占用等に関する条例（平成17年横手市条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	430円
	第2種電柱		670円
	第3種電柱		900円
	第1種電話柱		390円
	第2種電話柱		620円
	第3種電話柱		850円
	その他の柱類		39円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	230円	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル		160円

	ル未満のもの			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230円
	外径が1メートル以上のもの			470円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	780円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			780円
	法第32条第1項第6号に掲げるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		

号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1月	59円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで あるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	59円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	590円
	標識	1本につき1年	620円	
旗ざお		祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1月	59円
幕（令第7条第4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。）		祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その面積1平方メートルにつき 1日	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	59円
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	590円
		その他のもの		290円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	780円	

		1年		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月	59円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			78円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		

	その他のもの
令第7条第9号に掲げる施設	建築物
	その他のもの
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物
	その他のもの
令第7条第11号に掲げる応急仮	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額

設建築物	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た 額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た 額
令第7条第 13号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは 自動車専用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た 額

備考

- 1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 2 1件の料金が100円未満のときは、100円とする。
- 3 第1種電柱は電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱は電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱は電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第1種電話柱は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱は電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱は電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線は、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 表示面積は、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 7 A は、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面

積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 9 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市道路占有等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第2条の規定は、施行の日以後に行う道路の占有等の許可に係る占用料について適用し、同日以前に行う道路の占有等の許可に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の横手市道路占有等に関する条例による占有の許可を受けている者の当該占有物件に係る令和5年度以降の各年度の占用料の額は、改正後の条例の規定による当該占有物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に100分の120を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

議案第 13 号

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 2 号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の一部施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 横手市建築基準法等関係手数料条例（平成23年横手市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第6から別表第8までを次のように改める。

別表第6（第4条関係）

手数料を徴収する事項				区分	手数料の額	
1	低炭素法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素計画認定申請」という。）	ア 適合証が添付された低炭素計画認定申請の場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）による評価方法（以下「誘導仕様基準」という。）で評価した場合	1件	5,000円
				基準省令第10条第1項第2号イ（1）及びロ（1）による評価方法（以下「標準計算方法」という。）で評価した場合	1件	5,000円

共同住宅、長屋 その他一戸建て の住宅以外の住 宅であって非住 宅部分を有しな いもの（以下 「共同住宅等」 という。）又は 人の居住の用に 供する部分（以 下「住宅部分」 という。）と非 住宅部分を有す る建築物（以下 「複合建築物」 という。）の住 宅部分に係る計 画	誘導仕様基準 で評価した場 合	床面積が300 平方メートル未 満	1件	9,000円
		床面積が300 平方メートル以 上2,000平方 メートル未満	1件	20,000円
		床面積が2,0 00平方メート ル以上5,00 0平方メート ル未満	1件	46,000円
		床面積が5,0 00平方メート ル以上	1件	83,000円
	標準計算方 法で評価し た場合	床面積が300 平方メートル未 満	1件	9,000円

		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	20,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	46,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	83,000円
複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）に係る	基準省令第1条第1項第1号ロ又は基準省令第10条第1号イ（2）及び	床面積が300平方メートル未満	1件	9,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	16,000円

計画

ロ（２）による評価方法（以下「モデル建物法」という。）で評価した場合

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	26,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	77,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	122,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	154,000円

	トル未満		
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	192,000円
基準省令第1条第1項第1号イ又は基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)による評価方法(以下「標準入力法等」という。)で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	9,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	16,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	26,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,00	1件	77,000円

			0平方メートル未満		
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	122,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	154,000円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	192,000円
イ ア 以外の 場合	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合		1件	18,000円
		標準計算方法で評価した場合		1件	34,000円
	共同住宅等又は複合建築物の住	誘導仕様基準で評価した場	床面積が300平方メートル未	1件	34,000円

宅部分に係る計画	合	満			
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	59,000円	
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	107,000円	
			床面積が5,000平方メートル以上	1件	162,000円
	標準計算方法で評価した場合		床面積が300平方メートル未満	1件	71,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平	1件	120,000円

		方メートル未満		
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	204,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	293,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	モデル建物 法で評価した 場合	床面積が300平方メートル未満	1件	89,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	112,000円

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	150,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	243,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	318,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	382,000円

	トル未満		
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	448,000円
標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	231,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	290,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	369,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	524,000円

				0平方メートル未満		
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	642,000円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	756,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	863,000円
2	低炭素法第55条第1項の規定に基づく低炭	ア 適合証が添付された低	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	1件	2,500円
				標準計算方法で評価した場合	1件	2,500円
			共同住宅等又は複合建築物の住	誘導仕様基準で評価した場	床面積が300平方メートル未	1件

素建築物新築等計画の変更認定の申請（以下「低炭素計画変更認定申請」という。）	炭素計画変更認定申請の場合	宅部分に係る計画	合	満		
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	10,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	23,000円
				床面積が5,000平方メートル以上	1件	41,500円
				標準計算方法で評価した場合	1件	4,500円
				床面積が300平方メートル以上2,000平	1件	10,000円

		方メートル未満		
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	23,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	41,500円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	モデル建物 法で評価した 場合	床面積が300平方メートル未満	1件	4,500円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	8,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	13,000円

0平方メートル未満		
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	38,500円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	61,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	77,000円
床面積が25,000平方メー	1件	96,000円

	トル以上		
標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	4,500円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	8,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	13,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	38,500円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	61,000円

			00平方メートル以上10,000平方メートル未満		
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	77,000円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	96,000円
イ ア 以外の 場合	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合		1件	9,000円
		標準計算方法で評価した場合		1件	17,000円
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	17,000円
			床面積が300平方メートル以上	1件	29,500円

				上2,000平方メートル未満		
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	53,500円
				床面積が5,000平方メートル以上	1件	81,000円
			標準計算方法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	35,500円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	60,000円
				床面積が2,000平方メートル	1件	102,000円

		ル以上5,000平方メートル未満		
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	146,500円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	44,500円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	56,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	75,000円
		床面積が2,000平方メートル以上	1件	121,500円

			00平方メートル以上5,000平方メートル未満		円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	159,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	191,000円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	224,000円
		標準入力法等で評価し	床面積が300平方メートル未	1件	115,500円

				た場合	満		
					床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	145,000円
					床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	184,500円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	262,000円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	1件	321,000円

				ル未満		
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	378,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	431,500円

備考

- 1 この表において「適合証」とは、品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関及び建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めて交付した書面をいう。
- 2 複合建築物のうち、建築物全体の認定申請をする場合の手数料額は、住宅部分の床面積と評価方法に応じた手数料の額に非住宅部分の床面積と評価方法に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 3 複合建築物のうち、建築物全体の変更認定申請をする場合の手数料額は、住宅部分と非住宅部分それぞれ変更に係る部分の床面積と評価方法に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 4 低炭素法第54条第2項（低炭素法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に

よる申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合における手数料の額は、1又は2の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を法第6条第1項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして別表第1の1の項の規定により算出した額を加えて得た額とする。

- 5 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考4の規定により算出した額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項の規定により算出した額を加えて得た額とする。

別表第7（第5条関係）

手数料を徴収する事項				区分	手数料の額		
1	建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以	ア 適合証が添付された消費性能向上計画認定申請の場合	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	1件	5,000円	
				標準計算方法で評価した場合	1件	5,000円	
			共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	17,000円

下「消費性能向上計画認定申請」という。)

	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	36,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	64,000円
標準計算方法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	17,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	1件	36,000円

		未満		
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	64,000円
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	モデル建物 法で評価した 場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	15,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	64,000円

				0平方メートル未満		
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	101,000円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	128,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	159,000円
			標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
				床面積が300	1件	15,000円

				平方メートル以上1,000平方メートル未満		
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	64,000円
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	101,000円
				床面積が10,	1件	128,000

			000平方メートル以上25,000平方メートル未満		円
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	159,000円
イ ア 以外の 場合	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合		1件	16,000円
		標準計算方法で評価した場合		1件	29,000円
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	28,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	47,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,00	1件	83,000円	

		0平方メートル未満		
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	125,000円
	標準計算方法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	56,000円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	93,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	157,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	224,000円

		ル以上		
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る計画	モデル建物 法で評価した 場合	床面積が300平方メートル未満	1件	71,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	97,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	117,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	188,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	245,000円

		00平方メートル以上10,000平方メートル未満		円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	295,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	345,000円
	標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	182,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	247,000円

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	292,000 円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	417,000 円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	513,000 円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メー	1件	606,000 円

					トル未満		
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	691,000円
2	建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請（以下「消費性能向上計画変更認定申請」という。）	ア 適合証が添付された消費性能向上計画変更認定申請の場合	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	1件	2,500円	
				標準計算方法で評価した場合	1件	2,500円	
			共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	4,000円
					床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	8,500円
					床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	18,000円
					床面積が5,000平方メートル以上	1件	32,000円

		00平方メートル以上		
	標準計算方法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	4,000円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	8,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	18,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	32,000円
複合建築物の非住宅部分又は非	モデル建物	床面積が300平方メートル未	1件	4,000円

住宅建築物に係る計画	た場合	満		
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	7,500円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	11,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	32,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	1件	50,500円

				ル未満		
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	64,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	79,500円
			標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	4,000円
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	7,500円
				床面積が1,000平方メートル以上2,00	1件	11,000円

				0平方メートル 未満		
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	32,000円
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	50,500円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	64,000円
				床面積が25,000平方メー	1件	79,500円

			トル以上		
イ ア 以外の 場合	一戸建ての住宅 に係る計画	誘導仕様基準で評価した場合		1件	8,000円
		標準計算方法で評価した場合		1件	14,500円
	共同住宅等又は 複合建築物の住 宅部分に係る計 画	誘導仕様基 準で評価し た場合	床面積が300 平方メートル未 満	1件	14,000円
			床面積が300 平方メートル以 上2,000平 方メートル未満	1件	23,500円
			床面積が2,0 00平方メー トル以上5,00 0平方メー トル未満	1件	41,500円
			床面積が5,0 00平方メー トル以上	1件	62,500円
	標準計算方	床面積が300	1件	28,000円	

	法で評価した 場合	平方メートル未 満		
		床面積が300 平方メートル以 上2,000平 方メートル未満	1件	46,500円
		床面積が2,0 00平方メー トル以上5,00 0平方メートル 未満	1件	78,500円
		床面積が5,0 00平方メー トル以上	1件	112,000 円
複合建築物の非 住宅部分又は非 住宅建築物に係 る計画	モデル建物 法で評価し た場合	床面積が300 平方メートル未 満	1件	35,500円
		床面積が300 平方メートル以	1件	48,500円

上1,000平方メートル未満		
床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	58,500円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	94,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	122,500円
床面積が10,000平方メー	1件	147,500円

		トル以上25,000平方メートル未満		
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	172,500円
標準入力法等で評価した場合		床面積が300平方メートル未満	1件	91,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	123,500円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	146,000円
		床面積が2,000平方メートル以上	1件	208,500円

					00平方メートル以上5,000平方メートル未満		円
					床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	256,500円
					床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	303,000円
					床面積が25,000平方メートル以上	1件	345,500円
3	建築物省エネ法第41	ア 適合証が	一戸建ての住宅に係る申請	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準		1件	5,000円

条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請（以下「消費性能認定申請」という。）	添付された消費性能認定申請の場合	若しくは同号イ（3）及びロ（3）の基準（以下「仕様基準等」という。）又は誘導仕様基準で評価した場合				
		基準省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）の基準（以下「性能基準」という。）又は標準計算方法で評価した場合		1件	5,000円	
		共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請	誘導仕様基準又は仕様基準等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
				床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	17,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	36,000円

		0平方メートル未満		
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	64,000円
	標準計算方法又は性能基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	17,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	36,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	64,000円

		ル以上		
複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る申請	モデル建物 法で評価した 場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	15,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	64,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	101,000円

	00平方メートル以上10,000平方メートル未満		円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	128,000円
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	159,000円
標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	8,000円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	15,000円

床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	22,000円
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	64,000円
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	101,000円
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	128,000円

			トル未満		
			床面積が25,000平方メートル以上	1件	159,000円
イ ア 以外の 場合	一戸建ての住宅に係る計画	誘導仕様基準又は仕様基準等で評価した場合		1件	16,000円
		標準計算方法又は性能基準で評価した場合		1件	29,000円
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請	誘導仕様基準又は仕様基準等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	28,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	47,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	1件	83,000円	

	未満		
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	125,000円
標準計算方法又は性能基準で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	56,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	93,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	157,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件	224,000円

複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物に係る申請	モデル建物法で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	71,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	97,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	117,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	188,000円
		床面積が5,000平方メートル以上	1件	245,000円

				ル以上10,000平方メートル未満		
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	295,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	345,000円
			標準入力法等で評価した場合	床面積が300平方メートル未満	1件	182,000円
				床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	247,000円
				床面積が1,0	1件	292,000

			00平方メートル以上2,000平方メートル未満		円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	417,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	513,000円
			床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	606,000円

				床面積が25,000平方メートル以上	1件	691,000円
--	--	--	--	--------------------	----	----------

備考

- 1 この表において「適合証」とは、品確法第5条第1項の登録住宅性能評価機関及び建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が1の項及び2の項にあっては建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めて交付した書面をいい、3の項にあっては建築物省エネ法第2条第3号の基準に適合していると認めて交付した書面その他市長が認めた書類をいう。
- 2 共用部分を評価しない場合における共同住宅等又は複合建築物の住宅部分における床面積は、当該共用部分の床面積を減じた面積とする。
- 3 複合建築物で、建築物全体の認定申請をする場合の手数料額は、住宅部分の床面積と評価方法に応じた手数料の額に非住宅部分の床面積と評価方法に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 4 複合建築物のうち、建築物全体の変更認定申請をする場合の手数料額は、住宅部分と非住宅部分それぞれ変更に係る部分の床面積と評価方法に応じた手数料の額を加えて得た額とする。
- 5 消費性能向上計画認定申請の際に建築物省エネ法第34条第3項の規定に基づき他の建築物の事項を建築物エネルギー消費性能向上計画に記載し、認定を受けようとする場合の手数料の額は、申請建築物に係る手数料の額に他の建築物について1の項に該当する手数料の額を加えて得た額とする。

- 6 建築物省エネ法第34条第3項の規定に基づき他の建築物の事項を記載し認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする場合の手数料の額は、追加に係る建築物にあつては1の項に該当する手数料の額、変更に係る建築物にあつては2の項に該当する手数料の額を合計した額とする。
- 7 建築物省エネ法第35条第2項（建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合における手数料の額は、1又は2の項に定める額に当該確認の申出に係る建築物の床面積の合計を法第6条第1項の規定による申請に係る建築物の床面積の合計とみなして別表第1の1の項の規定により算出した額を加えて得た額とする。
- 8 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合における手数料の額は、備考7の規定により算出した額に当該昇降機を法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして別表第1の2の項の規定により算出した額を加えて得た額とする。

別表第8（第5条関係）

手数料を徴収する事項				区分	手数料の額	
1	建築物省エネ法第12条第1項に基づく建築	ア モデル建物法で評価し	用途が基準省令第10条第1号で規定する工場等（以下「工場	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	24,000円
				床面積が1,000平方メー	1件	34,000円

<p>物エネルギー消費性能適合判定 (以下「適合性判定」という。)の提出又は建築物省エネ法第13条第2項に基づく適合判定の通知</p>	<p>た場合</p>	<p>等」という。)の場合</p>	<p>トル以上2,000平方メートル未満</p>		
			<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</p>	1件	84,000円
			<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満</p>	1件	127,000円
			<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</p>	1件	157,000円
			<p>床面積が25,000平方メートル以上</p>	1件	194,000円
	<p>用途が工場等以外の場合</p>		<p>床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</p>	1件	97,000円
			<p>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満</p>	1件	129,000円

		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	208,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	271,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	325,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	381,000円
イ 標準入力法等で評価した場合	用途が工場等の場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	28,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	39,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	90,000円

	トル未満		
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	133,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	164,000円
	床面積が25,000平方メートル以上	1件	202,000円
用途が工場等以外の場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	247,000円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	323,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	460,000円
	床面積が5,000平方メー	1件	566,000

				トル以上10,000平方メートル未満		円
				床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	669,000円
				床面積が25,000平方メートル以上	1件	763,000円
2	建築物省エネ法第12条第2項に基づく適合性判定の提出、建築物省エネ法第13条第3項に基づく適合性判定の通知又は建築物のエ	ア モデル建物法で評価した場合	用途が工場等の場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	12,000円
				床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	17,000円
				床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	42,000円
				床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	63,500円

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に基づく軽微な変更 に該当していることを証する書面の請求</p>		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	78,500円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	97,000円
	用途が工場等以外の場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	48,500円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	64,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	104,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	135,500円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方	1件	162,500

		メートル未満		円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	190,500円
イ 標準入力法等で評価した場合	用途が工場等の場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	14,000円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	19,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	45,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	66,500円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	82,000円
		床面積が25,000平方メ	1件	101,000

		一トール以上		円
	用途が工場等以外の場合	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件	123,500円
		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	161,500円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	230,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	283,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	334,500円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件	381,500円

第2条 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

手数料を徴収する事項		区分	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物等の仮使用の認定の申請	1件	120,000円
2	法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請	1件	27,000円
3	法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請	1件	33,000円
4	法第44条第1項第2号の規定による公衆便所等の道路内における建築の許可の申請	1件	33,000円
5	法第44条第1項第3号の規定による道路内における建築の認定の申請	1件	27,000円
6	法第44条第1項第4号の規定による公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請	1件	160,000円
7	法第47条ただし書の規定による壁面線外における建築の許可の申請	1件	160,000円

8	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等における建築等の許可の申請	法第48条第15項に該当する場合	1件	180,000 円
		法第48条第16項第1号に該当する場合	1件	120,000 円
		法第48条第16項第2号に該当する場合	1件	140,000 円
9	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請		1件	160,000 円
10	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請		1件	27,000円
11	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の		1件	160,000

	容積率に関する特例の許可の申請		円
1 2	法第 5 3 条第 4 項又は第 5 項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	1 件	3 3, 0 0 0 円
1 3	法第 5 3 条第 6 項第 3 号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	1 件	3 3, 0 0 0 円
1 4	法第 5 3 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号（これらの規定を法第 5 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請	1 件	1 6 0, 0 0 0 円
1 5	法第 5 5 条第 2 項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請	1 件	2 7, 0 0 0 円
1 6	法第 5 5 条第 3 項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請	1 件	1 6 0, 0 0 0 円
1 7	法第 5 5 条第 4 項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	1 件	1 6 0, 0 0 0 円
1 8	法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定による日影による建築物の高さに関する特例の許可の申請	1 件	1 6 0, 0 0 0 円
1 9	法第 5 7 条第 1 項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	1 件	2 7, 0 0 0 円

20	法第57条の2第1項の規定による特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の申請	1件	27,000円
21	法第57条の3第1項の規定による特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の取消しの申請	1件	6,400円
22	法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請	1件	160,000円
23	法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請	1件	160,000円
24	法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請	1件	160,000円
25	法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	1件	160,000円
26	法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請	1件	160,000円
27	法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による景観地区内における建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請	1件	160,000円

28	法第68条第5項の規定による景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
29	法第68条の3第1項の規定による再開発等促進区等の区域（以下この項において「区域」という。）における建築物の容積率、同条第2項の規定による区域における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
30	法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	1件	160,000円
31	法第68条の3第7項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発整備促進区の区域における建築物の用途等に関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
32	法第68条の4の規定による地区計画等の区域における公共事業の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
33	法第68条の5の2の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する特例の認定の申請	1件	27,000円
34	法第68条の5の3第2項の規定による高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する	1件	160,000円

	制限の適用除外に係る許可の申請				
35	法第68条の5の5第1項の規定による区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域（以下この項において「区域」という。）における建築物の容積率又は同条第2項の規定による区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
36	法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請		1件	27,000円	
37	法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請		1件	160,000円	
38	法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築又は法第87条の3第6項の規定により建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請	床面積の合計	100平方メートル以下	1件	36,000円
			100平方メートルを超え、500平方メートル以下	1件	60,000円
			500平方メートル超	1件	120,000円
39	法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築又は法第87条		1件	160,000円	

	の3第7項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請			円
40	法第86条第1項の規定による一団地の建築物に関する特例の認定の申請	建築物の数が1又は2	1件	78,000円
		建築物の数が3以上	1件	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
41	法第86条第2項の規定による現に存する建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請	建築物（現に存する建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1	1件	78,000円
		建築物の数が2以上	1件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
42	法第86条第3項の規定による敷	建築物の数が1又は2	1件	238,000

	地内に広い空地を有し、かつ、面積が一定規模以上である一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請			円
		建築物の数が3以上	1件	238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
43	法第86条第4項の規定による現に存する建築物を前提とした総合的設計により建築等をし、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請	建築物（現に存する建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1	1件	238,000円
		建築物の数が2以上	1件	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
44	法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1	1件	78,000円

	の増築等の認定の申請	建築物の数が2	1件	78,000円 に1を超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加えて得た額
45	法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1	1件	238,000円
		建築物の数が2以上	1件	238,000円に1を超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加えて得た額
46	法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1	1件	238,000円
		建築物の数が2以上	1件	238,000

					円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額
47	法第86条の5第1項の一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請			1件	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えて得た額
48	法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請			1件	27,000円
49	法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について行う2	床面積の合計	30平方メートル以下	1件	7,000円
			30平方メートルを超え、100平方メートル以下	1件	13,000円
			100平方メートルを超え、200平方メートル以下	1件	20,000円

	以上の工事の全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による当該全体計画の変更の認定の申請	200平方メートルを超え、500平方メートル以下	1件	26,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下	1件	46,000円
		1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件	63,000円
		2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件	180,000円
		10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下	1件	313,000円
		50,000平方メートル超	1件	604,000円
50	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項の規定による前面道路に関する特例の認定の申請	1件	27,000円	
51	建築基準法施行令第131条の2第3項の規定による壁面線又は壁面の位置に関する特例の認定の申請	1件	27,000円	

5 2	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の特例の認定の申請	1 件	2 7, 0 0 0 円
-----	---	-----	--------------

備考

1 38の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物の用途を変更する場合 当該用途の変更に係る部分の床面積

2 49の項の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を増築し、又は改築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積

(2) 全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第14号

横手市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

都市公園の名称及び位置を規定し、並びに都市公園審議会を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市都市公園条例の一部を改正する条例

横手市都市公園条例（平成17年横手市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 都市公園の設置・廃止（第3条～<u>第6条</u>）</p> <p>第3章 都市公園の管理（第7条～<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 <u>審議会等の設置</u>（<u>第22条</u>・<u>第23条</u>）</p> <p>第5章・第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第2章 都市公園の設置・廃止</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 都市公園の設置・廃止（第3条～<u>第7条</u>）</p> <p>第3章 都市公園の管理（第8条～<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 <u>協議会の設置</u>（第23条）</p> <p>第5章・第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第2章 都市公園の設置・廃止</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第3条 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p>

(都市公園の配置及び規模)

第3条 [略]

(公園の区域の変更及び廃止)

第4条 [略]

(建築面積割合等)

第5条 [略]

(基準適合義務等)

第6条 [略]

第3章 都市公園の管理

(行為の制限)

第7条 [略]

(許可の特例)

第8条 [略]

(行為の禁止)

第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又は市長が公益上必要と認めたものについては、この限り

(都市公園の配置及び規模)

第4条 [略]

(公園の区域の変更及び廃止)

第5条 [略]

(建築面積割合等)

第6条 [略]

(基準適合義務等)

第7条 [略]

第3章 都市公園の管理

(行為の制限)

第8条 [略]

(許可の特例)

第9条 [略]

(行為の禁止)

第10条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第3項の許可に係るもの又は市長が公益上必要と認めたものについては、この限

でない。

(1) ～ (13) [略]

(使用の禁止又は制限)

第10条 [略]

(有料公園施設)

第11条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2～4 [略]

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第12条 [略]

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 [略]

(設計書等)

第14条 [略]

(使用料)

第15条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第7

りでない。

(1) ～ (13) [略]

(使用の禁止又は制限)

第11条 [略]

(有料公園施設)

第12条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。

2～4 [略]

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第13条 [略]

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第14条 [略]

(設計書等)

第15条 [略]

(使用料)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第8

条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を使用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(監督処分)

第16条 [略]

(保管した工作物等に係る措置)

第17条 [略]

第18条 [略]

2 市長は、前項に規定する公示の期間を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、当該工作物が特に貴重なものであると認められるときは、規則で定めるところにより、その工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権限を有する者（第21条において「所有者等」という。）に当該工作物等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を使用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(監督処分)

第17条 [略]

(保管した工作物等に係る措置)

第18条 [略]

第19条 [略]

2 市長は、前項に規定する公示の期間を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、当該工作物が特に貴重なものであると認められるときは、規則で定めるところにより、その工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権限を有する者（第22条において「所有者等」という。）に当該工作物等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

第21条 [略]

第4章 審議会等の設置

(審議会)

第22条 市長の諮問に応じ都市公園に関して調査させ、及び審議させるため、横手市都市公園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 第16条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第25条 公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、

第22条 [略]

第4章 協議会の設置

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第25条 公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、

第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の使用
(以下「都市公園の使用」という。)をする者から、別表
第2に掲げる額の使用料を徴収する。

2～4 [略]

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項
に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用す
る。

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下
の過料に処する。

- (1) 第7条第1項又は第3項(第28条においてこれ
らの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同
条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条(第28条において準用する場合を含
む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の使用
(以下「都市公園の使用」という。)をする者から、別表
第3に掲げる額の使用料を徴収する。

2～4 [略]

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項
に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用す
る。

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下
の過料に処する。

- (1) 第8条第1項又は第3項(第28条においてこれ
らの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同
条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第10条(第28条において準用する場合を含
む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第16条第1項又は第2項（第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

2・3 [略]

(3) 第17条第1項又は第2項（第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

2・3 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
<u>赤坂総合公園</u>	<u>横手市赤坂字富ケ沢ほか</u>
<u>旭公園</u>	<u>横手市赤坂字山崎地内</u>
<u>荒沼児童公園</u>	<u>横手市朝日が丘二丁目地内</u>
<u>梅ノ木街区公園</u>	<u>横手市梅の木町地内</u>
<u>追廻第一児童公園</u>	<u>横手市追廻三丁目地内</u>
<u>追廻第二児童公園</u>	<u>横手市追廻一丁目地内</u>
<u>大鳥公園</u>	<u>横手市大鳥町ほか</u>
<u>金沢公園</u>	<u>横手市金沢中野字権五郎塚ほか</u>
<u>記念公園</u>	<u>横手市南町地内</u>
<u>清川児童公園</u>	<u>横手市清川町地内</u>
<u>光明寺街区公園</u>	<u>横手市中央町地内</u>

木陰沼公園	横手市柳田地内
境町健康広場	横手市下境字関合地内
三枚橋1号街区公園	横手市駅西一丁目地内
三枚橋2号街区公園	横手市駅西三丁目地内
下三枚橋公園	横手市条里一丁目地内
下飛瀬公園	横手市条里一丁目地内
堤公園	横手市婦気大堤字田久保地内
七日市公園	横手市睦成字七日市ほか
西河畔公園	横手市黒川字一本木地内
西ヶ坂史跡公園	横手市前郷字西ヶ坂地内
西山児童公園	横手市朝日が丘三丁目地内
二ノ口公園	横手市条里三丁目地内
八王寺公園	横手市安田字柳堤地内
花瑞木児童公園	横手市前郷一番町地内
平安の風わたる公園	横手市金沢中野字三貫堰地内
本郷第一公園	横手市旭川一丁目地内
本郷第二公園	横手市旭川二丁目地内

前郷墓園	横手市前郷字兀山ほか
三井寺児童公園	横手市南町地内
水上児童公園	横手市平和町地内
柳田運動広場	横手市柳田地内
横手公園	横手市睦成字城付ほか
横手駅南児童公園	横手市駅南一丁目地内
中央児童公園	横手市増田町増田字土肥館地内
真人公園	横手市増田町亀田字上掬ほか
浅舞公園	横手市平鹿町浅舞字蔭沼ほか
十五野公園	横手市平鹿町浅舞字十六石野ほか
雄物川河川公園	横手市雄物川町深井字郷中島ほか
雄物川中央公園	横手市雄物川町沼館字高畑地内
大森公園	横手市大森町字高口下水戸堤ほか
腕越児童公園	横手市十文字町腕越字山道端地内
十文字中央団地児童公園	横手市十文字町梨木字羽場下地内
聖安公園	横手市十文字町梨木字堤ノ上地内
梨木公園	横手市十文字町西原二番町地内

	西原児童公園	横手市十文字町西原二番町地内
	宝竜公園	横手市十文字町宝竜二丁目地内
	八萩公園	横手市十文字町仁井田字八萩ほか
	鶴ヶ池公園	横手市山内土淵字鶴ヶ池地内
別表第1（第11条関係）	別表第2（第12条関係）	
有料公園施設 [略]	有料公園施設 [略]	
別表第2（第15条、第25条関係）	別表第3（第16条、第25条関係）	
1～3 [略]	1～3 [略]	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（横手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 横手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条、第4条関係）	別表（第2条、第4条関係）

区分	報酬の額	旅費の額	備考
[略]			
介護保険運営協議 会の委員	[略]		
都市公園審議会の 委員	[略]		
企業振興審議会の 委員	[略]		
[略]			

区分	報酬の額	旅費の額	備考
[略]			
介護保険運営協議 会の委員	[略]		
企業振興審議会の 委員	[略]		
[略]			

議案第15号

横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市大森学校給食センターを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

横手市学校給食センター設置条例（平成17年横手市条例第291号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
横手市雄物川学校給食センター	[略]	横手市雄物川学校給食センター	[略]
横手市大森学校給食センター	横手市大森町字町回307番地		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横手市水道事業給水条例（平成17年横手市条例第314号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の申込みがあった場合、管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の申込みがあった場合、管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等又は<u>民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の規定に基づく通知に係る誓約書</u>の提出を求めることができる。</p>
<p>(過料)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 正当な理由がなく<u>て第18条第2項によるメーター</u></p>	<p>(過料)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 正当な理由がなく<u>て第19条第2項によるメーター</u></p>

の設置、第26条の使用水量の計量、第34条の検査又は
第36条の給水停止を拒み、又は妨げた者

(3)・(4) [略]

の設置、第26条の使用水量の計量、第34条の検査又は
第36条の給水停止を拒み、又は妨げた者

(3)・(4) [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の横手市水道事業給水条例第41条の規定は、公布の日から施行する。

議案第17号

横手市高齢者センター設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市高齢者センターを廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市高齢者センター設置条例を廃止する条例

横手市高齢者センター設置条例（平成17年横手市条例第127号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

横手市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市養護老人ホームひらか荘を廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市養護老人ホーム設置条例を廃止する条例

横手市養護老人ホーム設置条例（平成17年横手市条例第136号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

横手市農村婦人の家設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市農村婦人の家を廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市農村婦人の家設置条例を廃止する条例

横手市農村婦人の家設置条例（平成17年横手市条例第223号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第20号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 横手市西部斎場改築工事（建築本体工事） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市雄物川町薄井字抱合65番地 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 444,290,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市平和町10番30号
大和・創和・丸茂 横手市西部斎場改築工事（建築本体工事）特定建設工事
共同企業体
代表者 株式会社大和組
代表取締役 大和 康範 |

令和5年2月20日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 2 1 号

財産の無償譲渡について

次のとおり物品を無償譲渡する。

1 譲渡する財産

別紙に掲げる旧山内学校給食センターの物品

2 譲渡の相手方

横手市山内土淵字小目倉沢 3 4 番地 8

株式会社ウッディさんない

代表取締役 石山 清和

3 無償譲渡する理由

財産を無償譲渡することにより、地域の農産物を使用し地元食文化の強みを活かした食品加工事業の実施を支援し、市の産業振興を図るため。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求

める。

別紙

品名	数量	取得価格 (円)	取得年
一槽流し	4	1,099,010	平成4年
食器洗浄機	1	1,417,280	平成4年
三槽流し	1	1,032,060	平成4年
調理台 (穴あき)	1	136,990	平成4年
水切台	2	222,480	平成4年
ガス回転窯	1	610,790	平成4年
蒸気回転窯	2	2,373,120	平成4年
受台	1	97,850	平成5年
水切台	1	100,940	平成5年
コンベクションオーブン	1	937,300	平成5年
ラック (ドライ仕様)	1	185,400	平成5年
戸棚 (ドライ仕様)	1	226,600	平成5年

議案第22号

財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付け及び減額貸付けする。

1 貸付けする財産

(1) 建 物

名 称	旧山内学校給食センター
面 積	365.00平方メートル

(2) 土 地

所在地	横手市山内土渕字菅生37番地16
面 積	771.00平方メートル

2 貸付けの相手方

横手市山内土渕字小目倉沢34番地8
株式会社ウッディさんない
代表取締役 石山 清和

3 貸付料の額

建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準（平成17年横手市訓令第44号）
によって算出した額の2分の1の額とする。

4 貸付料を無償及び減額する理由

財産を無償貸付け及び減額貸付けすることにより、地域の農産物を使用し地元食文化の強みを活かした食品加工事業の実施を支援し、市の産業振興を図るため。

5 貸付けの期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第23号

財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付け及び減額貸付けする。

1 貸付けする財産

(1) 建 物

名 称	旧大雄学校給食センター及び旧大雄中学校食堂棟、配膳室、渡り廊下
面 積	690.37平方メートル

(2) 土 地

所在地	横手市大雄字狐塚261番地の内
面 積	876.00平方メートル

2 貸付けの相手方

横手市大沢字羽根山102番地

農事組合法人大沢ファーム

代表理事 小川 忠洋

3 貸付料の額

建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準（平成17年横手市訓令第44号）によって算出した額の2分の1の額とする。

4 貸付料を無償及び減額する理由

財産を無償貸付け及び減額貸付けすることにより、6次産業化の先進事業として、また地域特産品の発信事業として実施を支援し、雇用の創出や市の産業振興を図るため。

5 貸付けの期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和5年2月20日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第24号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償貸付けする。

1 貸付けする土地

所在地 横手市雄物川町今宿字郷72番地7 ほか6筆

面積 27,965.12平方メートル

2 貸付けの相手方

横手市雄物川町今宿字郷72番地1

株式会社リバーサイドヒル

代表取締役 吉田 昌平

3 貸付料を無償とする理由

財産を無償貸付けすることにより、民間譲渡した温泉施設の維持継続と地域の活性化を図るため。

4 貸付けの期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和5年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 25 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称	2 指定する団体の名称	3 指定の期間
昼川児童館	昼川町内会	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
上溝児童館	上溝児童館運営委員会	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 2 月 20 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 26 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 権利の内容 | 不法行為に基づく損害賠償請求権 |
| 2 | 相手方 | |
| 3 | 放棄する額 | 22,376,220円 |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方の事業系一般廃棄物処理に係る不法行為に基づく損害賠償請求権に関し、消滅時効期間が経過し、かつ、相手方の相続人が債権の存在を否認し、債権回収の見込みがないため。 |

令和 5 年 2 月 20 日 提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 27 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 5 年 2 月 20 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
200021	中町新町線	横手市増田町増田字中町 2 8 - 4	262.97	3.30 ~4.30
		横手市増田町増田字新町 7 8		
200071	新関中央線	横手市増田町増田字中町 1 1 2 - 5	827.16	3.60 ~17.60
		横手市増田町増田字町東 1 3 3		
200369	新関中央 2 号線	横手市増田町増田字中町 1 2 0	100.63	11.00 ~13.00
		横手市増田町増田字新町 3 0 0 - 2		

議案第 28 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定路線

路線 番号	路線名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
200370	中町新町1号線	横手市増田町増田字中町118-4	22.19	3.80 ~4.00
		横手市増田町増田字中町119-3		
200371	中町新町2号線	横手市増田町増田字新町97-1	203.67	3.30 ~6.50
		横手市増田町増田字新町78		
200372	新関中央線	横手市増田町増田字中町120	844.40	3.70 ~16.70
		横手市増田町増田字町東133		
200373	新関中央2号線	横手市増田町増田字中町112-5	91.31	10.20 ~19.40
		横手市増田町増田字新町300-1		
600578	仁井田跨線橋1号線	横手市十文字町仁井田字東16-1	641.60	5.50 ~7.60
		横手市十文字町仁井田字東22-1		
600579	仁井田跨線橋2号線	横手市十文字町仁井田字町東77-2	16.30	4.00 ~6.40
		横手市十文字町仁井田字町東76-2		
600580	仁井田跨線橋3号線	横手市十文字町仁井田字段ノ下122(右)	203.00	4.30 ~5.80
		横手市十文字町仁井田字段ノ下130(右)		
600581	仁井田跨線橋4号線	横手市十文字町仁井田字町東165	211.20	4.50 ~7.80
		横手市十文字町仁井田字町東198		

議案第 38 号

令和 5 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて

令和 5 年度横手市市営温泉施設特別会計は、温泉施設事業推進のため、令和 5 年度横手市一般会計から 155,840 千円以内を繰り入れる。

令和 5 年 2 月 20 日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。